

## 平成23年度 第2回理事会

日 時 平成23年5月25日（水）15：30～

場 所 特別会議室

### I. 報 告

1. 独立行政法人評価委員会の今後の予定について
2. 夏期の節電対策について
3. 6月の公開講演会について
4. その他

### 資 料

- I-1 独法評価関係の今後の予定
- I-2 夏期の節電対策について
- I-3 公開講演会パンフレット
- I-4 主要行事（2011年4月22日～5月24日）

## ○独法評価関係の今後の予定(平成23年)

	スケジュール	作業
5月19日	研究所会議	
		・事前説明の資料の決定 ・事前説明の日程調整 ・事前説明の担当者
	林野庁への事前説明	
	委員への個別事前説明 (経塚委員への財務諸表説明 6/9)	・理事長、理事、審議役、部長、COD、経理 課(経塚委)が対応 ・整備セも同行
6月17日	43回林野分科会	・対象年度及び中期の業務実績概要を独法 から説明 ・財務諸表等の承認
		・補足説明資料の作成(委員の意見・質問 への回答)
7月下旬	林野分科会ワーキング会合	・独法から追加説明と質疑応答(非公開)
8月下旬	44回林野分科会	(独法に対して評価結果・意見の説明)
8月末~9月初	評価結果の通知	・分科会委員意見への対応方針の作成
10~12月	政独委二次評価	・対応を検討

## 林野分科会 資料一覧（案）

林：林野庁事前説明資料、○：委員事前説明資料

### 資料

- 林○ 1. 平成 22 年度評価単位自己評価シート（付：総括票）
- 林○ 2. 中期目標期間終了時の評価単位自己評価シート（付：総括票）
- 林○ 3. 平成 22 年度財務諸表等（事業報告書を含む）

### 参考資料

- 林 4. 平成 22 年度契約関係資料
  - （分冊 1）試験・研究及び林木育種事業（研究・育種勘定）
  - （分冊 2）水源林造成事業等（水源林勘定及び特定地域整備等勘定）
- 林○ 5. 平成 22 年度具体的指標自己評価シート（分冊 1、分冊 2）
- 林○ 6. 中期目標期間終了時の具体的指標自己評価シート
- 林○ 7. 平成 21 年度業務実績評価結果通知後の対応状況
- 林 8. 平成 22 年度計画（第 2 期中期目標、中期計画を含む三段表）
- 林 9. 平成 23 年度計画（第 3 期中期目標、中期計画を含む三段表）

### その他

- 林○ 10. ①概要説明版（平成 22 年度及び第 2 期中期）
- 林○ 11. ②平成 23 年版研究成果選集（ゲラ刷りカラーコピー版）
- 林○ 12. ③第 2 期中期計画成果集
- 林○ 13. ④平成 22 年度林木育種説明用資料
- 林○ 14. ⑤平成 22 年度水源林造成事業等説明用資料
  - 1 5. ⑥財務諸表説明用資料
  - 1 6. 平成 23 年版年報：資料編
  - 1 7. 森林総合研究所要覧
  - 1 8. 2050 年の森 森林を育て、有効活用するための研究開発ロードマップ
  - 1 9. 環境報告書 2010（森林総合研究所）
  - 2 0. 環境報告書 2010（森林農地整備センター）
  - 2 1. 季刊森林総研（最新の号）
  - 2 2. 重点課題等評価委員名簿

# 農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会委員名簿

(任期：平成23年2月14日～平成25年2月13日)

## 委員(5名)

経 塚 義 也	あづさ監査法人パートナー
酒 井 秀 夫	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
島 本 美保子	法政大学社会学部教授
早 坂 みどり	住空間工房代表
三 井 昭 二	三重大学大学院生物資源学研究科教授

## 専門委員(7名)

片 桐 成 夫	島根大学生物資源科学部教授
加 藤 徹	宮城大学食産業学部教授
川 上 晴 代	栃木県環境森林部林業振興課木材推進班係長 (豊かな森林づくりレディースネットワーク21会員)
小 島 克 己	東京大学アジア生物資源環境研究センター教授
田 村 早 苗	青森大学大学院環境科学研究科准教授
肘 井 直 樹	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
箕 浦 正 広	住友林業株式会社植林関連事業グループマネージャー

(五十音順、敬称略)

## 夏期の節電対策について

東日本大震災の影響により、東京電力及び東北電力管内の電力供給量が夏期において大幅に不足するため、政府による大規模な節電対策が行われます。(別紙 1) 概要は下記のとおりであり、適切に対応することとします。

## 記

## 1. 本所の節電目標・対策等

- 1) 政府の節電目標 昨年夏の使用最大電力の 15 %以上削減  
( $3,000 \text{ k w} \times 15\% = 450 \text{ k w}$  以上削減)  
使用最大電力を 2, 550 k w 以下にする。  
2) 節電期間・時間 平成 23 年 7 月 1 日～9 月 22 日の平日 9 時から 20 時  
3) 対 策 照明・空調・エレベーター・冷凍機・研究施設等の電力削減

## 2. 支所・育種センター・整備センター・育種場等の節電目標・対策等

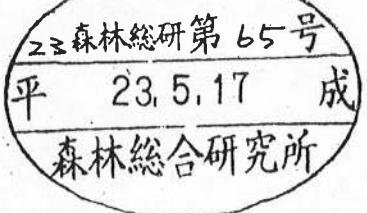
- 1) 節 電 目 標 昨年夏の使用最大電力の 15 %以上削減  
2) 節電期間・時間 東京電力管内 平成 23 年 7 月 1 日～9 月 22 日の平日 9 時から 20 時  
東北電力管内 平成 23 年 7 月 1 日～9 月 9 日の平日 9 時から 20 時  
3) 対 策 照明・空調・OA機器・研究施設等の電力削減

## 3. 参考

## 夏期の電力需給対策等に関する説明会の概要

(5/20 農林水産省 総合食品局主催：砂防会館)

- 1) 電力削減値：使用最大電力を昨年比 15 % 削減する。
- 2) 実施対象：大口需要家(契約電力 500kw 以上)・小口需要家(契約電力 500kw 未満)・家庭
- 3) 電気事業法第 27 条の適用： 大口には適用するが、小口・家庭には適用しない。
- 4) 電力会社からの通知：大口へは昨年の使用最大電力を書面で通知する。小口・家庭はなし
- 5) 電力抑制計画書：大口・小口とも作成し、ホームページ等に掲載する。
- 6) アドバイス：小口 (50kw 以上) については、経済産業省または電力会社が節電行動計画  
フォーマットを基に訪問してアドバイスを行う。
- 7) 大口について、電力会社は電力使用に関するデータを経済産業省に提出するので、削減目  
標の使用最大電力 (昨年比 15 % 削減) を超えた事業所へは後日、指導等を行う。
- 8) 小口については、昨年の使用最大電力の通知はないので、電力会社に確認してください。  
電力会社には問い合わせがあったら、答えるように指導している。



別紙1

23林政政第110号  
平成23年5月13日

独立行政法人森林総合研究所御中

林野庁長官



### 夏期の電力需給対策について

日頃より、森林・林業行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、東日本大震災発生後における被災地等への資材・燃料等の供給や電力の供給力不足に伴う節電の取組に御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、夏期の電力需給対策につきましては、これまで説明会や通知（平成23年4月8日付け23林政政第19号林野庁長官通知）にて、各業界・企業における節電に向けた取組内容の検討をお願いしてきたところですが、本日開催された「電力需給緊急対策本部」（本部長：枝野官房長官）において、別添の「夏期の電力需給対策について」が決定されました。

今夏の供給力については、火力発電所の復旧・立上げ、緊急設置電源の導入、揚水発電の活用等による積み増しと東京電力から東北電力への融通により、東京電力管内で5,380万kW、東北電力管内で1,370万kWが確保される見通しとなりました。これを踏まえ、今夏の需要抑制目標を、一定の余裕をもって、大口需要家（契約電力500kW以上）・小口需要家（契約電力500kW未満）・家庭ともに均一の▲15%とし、国民・産業界が一丸となって、操業・営業時間の調整・シフト、休業日・夏期休業の分散化、照明・空調等の節電等の具体的な計画を策定・実施することとしています。具体的には、本年7～9月の平日の9時から20時の使用最大電力（瞬間の電力であって電力使用量の総計ではない。）を昨年同期・時間帯の使用最大電力に対し▲15%削減することとし、特に大口需要家については、電気事業法第27条による電力使用制限を活用することとしています。その際、同業・異業の複数事業者が共同して需要抑制に取り組む仕組みを導入することとしています。

具体的取組に当たっては、復興の基盤である産業の生産・操業活動への影響を最小限にすることが必要であり、操業・営業時間の調整・シフトや、休業日・夏期休業の分散化等の取組を関係企業等とも協力しつつ進めることとされています。このため、例えば、流通段階において、商品納入期限、返品対応等のこれまでの商取引慣行がこのような電力の需要抑制の取組の推進に支障となる場合には見直しを行うなどの対応をお願いいたします。

貴団体におかれでは、貴管下職員に対し、上記の内容を周知いただくとともに、6月上旬を目途に具体的な需要抑制に向けた計画を策定いただきますようお願い申し上げます。



## 「夏期の電力需給対策について（案）」のポイント

### 1. 今夏の電力需給対策の基本的考え方

#### (1) 検討に当たっての基本的な視座

- 国民生活及び経済活動への影響の最小化を目指す。
- 特に、復興の基盤である産業の生産・操業活動への影響を最小限にする。
- 労使で十分に話し合いながら準備を進める。
- 東北地方を中心とする被災地に最大限の配慮を行う。
- 単なる今夏の需給対策に止まらず、将来につながる施策に取り組む。

#### (2) 需給対策の基本的な枠組み

- 予めピーク期間・時間帯の抑制幅を提示。需要家が、操業時間のシフトや休業・休暇の長期化、分散などに創意工夫をこらして計画的に取り組めるようになる。
- 計画停電はセーフティネットとして位置付ける。
- 今夏以降の需給対策も併せて進める。

### 2. 今夏の供給力見通しと需要抑制の目標

#### (1) 今夏の供給力の見通し

- 東京電力から東北電力に最大限の融通を行うこととし、この結果、東京電力で5,380万kW（7月末）、東北電力で1,370万kW（8月末）。最低限必要な需要抑制率は、東京電力で▲10.3%、東北電力で▲7.4%。

#### ＜最大限の融通を行った場合の需給バランスの比較＞

	東京電力管内	東北電力管内
想定需要（抑制基準）	6,000万kW	1,480万kW
供給力見通し（融通後）	5,380万kW	1,370万kW
必要な需要抑制率	▲10.3%	▲7.4%

（注）各電力管内の想定需要（抑制基準）は、昨年並みのピークを想定。

#### (2) 需要抑制の目標

- 余震の影響や老朽火力の昼夜連続運転等の技術的リスクを勘案し、東京・東

北電力管内全域において目標とする需要抑制率を▲15%とする。

- 大口需要家・小口需要家・家庭の部門毎の需要抑制の目標については、均一に▲15%とする。(注) 需要家には、政府・地方公共団体を含む。

### 3. 需要面の対策

#### (1) 大口需要家 (契約電力 500kW 以上の事業者)

- 大口需要家は、具体的な対策について、計画を策定し実施する。  
(経団連の自主行動計画には、4月末現在 637 社が参加)  
※複数の企業による共同の取組みは1社としてカウント
- 政府は、需要家の自主的な取組を尊重しつつ、実効性及び公平性を担保する補完措置として、電気事業法第27条を活用できるよう必要な準備を進める。
- 独禁法の運用の明確化等、関連する規制制度の見直しを図る。

#### (2) 小口需要家 (契約電力 500kW 未満の事業者)

- 小口需要家は、具体的な抑制目標と、それぞれの事業の形態に適合した自主的な計画を策定し、公表する。
- 政府は、小口需要家の取組を促すため、「節電行動計画の標準フォーマット」を活用した節電取組の周知等の処置を講ずる。
- 政府は、節電取組等の周知のため、小口需要家に対する巡回節電指導や出張説明会を実施する
- 小口需要家による契約電力の引き下げ等を促進する。

#### (3) 家庭

- 政府は、家庭の節電の取組を促すため、「家庭の節電対策メニュー」の周知、節電教育等を通じ家庭の取組を促進する。

#### (4) 国民運動に向けた取組

- 政府は、下記の原則等に配慮しつつ、国民各層へ積極的な啓発活動を行い、節電に取り組む動きを国民運動として盛り上げていくよう努める。
  - ・参加型の国民運動の喚起
  - ・分かりやすい説明とフィードバック（効果を分かりやすく提示）
  - ・ステップを踏んだ啓発活動（まず必要性、次に具体的アクション）
- 新聞、テレビ、インターネット等の様々な媒体を通じ、国民に節電の呼びかけを行う。

- ホームページ等における電力需給状況及び予想電力需要の「見える化」を図り、国民各層の節電に向けた動機付けの徹底を図る。
- 電力需給が逼迫し、計画停電等のおそれが高まった場合に、「需給逼迫警報（仮称）」を出して緊急の節電要請を行うとともに、計画停電の可能性を周知する。
- 関係府省は、イベントの主催者に対し、ピーク期間・時間帯を外すような日程上の配慮の可能性を検討することを要請する。
- 労使間の十分な話し合いを促しつつ、休業・休暇の分散化・長期化を促進する。

#### (5) 政府の節電に係る取組

- 「政府の節電実行基本方針」を定め、府省毎に節電実行計画を策定し、使用最大電力を▲15%以上抑制する。
- 独立行政法人及び公益法人に対しても、節電計画を策定するよう要請する。

#### (6) セーフティネットとしての計画停電

- 計画停電は既に「不実施が原則」の状態へ移行したが、今後、万が一実施する場合に備え、運用改善を図る（1日複数回の停電の回避、停電時間の短縮）。
- 医療機関等について、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和する等の措置を講ずる。

#### **4. 今夏以降の需給対策**

- 今後の電力需給対策は、今後のエネルギー政策の検討にもよるが、原子力発電所の安全確保に万全を期すとともに、以下の需給両面の対策を講じ、今夏よりも需給状況を改善することを目指す。
- 供給面では、火力発電所の復旧・立て直し・増設、緊急設置電源の新設、自家発の活用等に引き続き努めるとともに、地域間連系設備の増強等を強力に推進する。また、分散型電源や再生可能エネルギーの導入拡大に更に取り組む。
- 省エネルギーの一層の推進、スマートメーターの導入促進、ガスの活用等により、需要の抑制を図る。

## 夏期の電力需給対策について（案）

平成23年5月13日  
電力需給緊急対策本部

## はじめに

東日本大震災により、東京電力及び東北電力管内の供給力は大幅に減少し、これによって生じた大きな需給ギャップに対処するため、やむを得ない緊急措置として計画停電が実施された。

国民・産業界の節電への最大限の協力、取組の結果、需給バランスは改善し、懸念された大規模停電は回避され、4月8日には、計画停電は「実施が原則」から「不実施が原則」の状態へ移行した。

しかし、電力の需給バランスは、今後夏に向けて、再び悪化する見込みである。需給両面での抜本的な対策を講じなければ、計画停電の「不実施が原則」の状態を維持することができず、計画停電の弊害から脱却できない。このままでは、国民生活やとりわけ国の活力の源である産業活動が疲弊し、震災からの復興と日本経済の再出発は望めない。

本年4月8日に了解された「夏期の電力需給対策の骨格」（以下「骨格」）に基づき、供給力の積み増しと需要面での対策の具体化を進めてきたところ、以下のとおりその結果を取りまとめる。今後は、官民一体となって、創意工夫を發揮してこの難局から脱するべく、国民各層の理解と叡智を集めてご協力をお願いしたい。

## 1. 今夏の電力需給対策の基本的考え方

## (1) 検討に当たっての基本的な視座

- 電力制約が震災からの復興と日本経済の再出発の妨げとなることのないよう、国民生活及び経済活動への影響の最小化を目指すべきである。
- 特に、国の活力の源であり、復興の基盤である産業の生産・操業活動への影響を最小限にすることが必要である。この際、具体的対策については、労使で十分に話し合いながら準備を進める必要がある。
- 東北地方を中心とする被災地に最大限の配慮を行うことが必要である。

▶ なお、具体的な対策を講じるに当たっては、単なる今夏の対策に止まらず、我が国のエネルギーの安定的な供給確保と環境負荷の低減に資する再生可能エネルギー・省エネルギー対策等の強化や、ライフスタイルの変革にもつながりうる休業・休暇の分散化・長期化など、中長期視点に立ち、将来につながる施策に取り組むことが必要である。

## (2) 需給対策の基本的な枠組み

- ▶ 骨格において示された供給面での積増しを最大限行った上で、なお存在する需給ギャップを解消するために、需要抑制の目標を設定する。
- ▶ 需要抑制に当たっては、使用最大電力(kW)を抑制することを基本とし、予めピーク期間・時間帯の抑制幅を示す。これにより、需要家が、操業時間のシフトや休業・休暇の分散化・長期化などに創意工夫をこらして計画的に取り組むことにより、消費者や、とりわけ国の活力の源であり、また復興の基盤である企業の生産・操業に極力支障の出ないような仕組みとする。
- ▶ 需要面の対策については、大口需要家、小口需要家、家庭の部門別に、それぞれの特性にあった対策を具体化する。
- ▶ なお、計画停電は、本取りまとめを確実に実施することにより不実施の状態を維持するよう、万全を期しつつ、セーフティネットと位置付け、万が一の緊急時に対応できるよう備えておく。
- ▶ 電力需給に係る制約を早期に解消し、震災からの復興と日本経済の再出発に資するよう、今夏以降の需給対策も併せて進める。

## 2. 今夏の供給力見通しと需要抑制目標

### (1) 今夏の供給力の見通し

- ▶ 東京電力及び東北電力管内の供給力については、被災した火力発電所の復旧、長期停止火力発電所の立上げ、ガスタービン等緊急設置電源の導入、自家用発電設備からの電力購入の拡大、揚水発電の活用等の取組に

より、積み増しを図ってきた。

- これにより、「骨格」で目指すこととされた、東京電力管内で500万kW程度、東北電力管内で50万kW程度の積み増しを超える供給力を確保できる見通しとなった。
- さらに、このような供給力をそれぞれ積み上げた上で、被災地を多く抱える東北地方の状況を考慮して、東京電力から東北電力に最大限の電力の融通を行うこととした。
- この結果、今夏の供給力の見通しは、東京電力で5,380万kW(7月末)、東北電力で1,370万kW(8月末)となり、最低限必要な需要抑制率は、東京電力で▲10.3%、東北電力で▲7.4%となる。(参考参照)

#### ＜最大限の融通を行った場合の需給バランスの比較＞

	東京電力管内	東北電力管内
想定需要(抑制基準)	6,000万kW	1,480万kW
供給力見通し(融通後)	<b>5,380万kW</b>	<b>1,370万kW</b>
必要な需要抑制率	<b>▲10.3%</b>	<b>▲7.4%</b>

(注) 需要抑制目標は、基準となる想定需要からの抑制比率という形で設定。基準としては、東京電力では6,000万kW、東北電力では1,480万kWという昨年並みのピークを想定した需要を使用。

#### (2) 需要抑制の目標

- 需要抑制の目標は、次のようなリスクを踏まえれば、供給力と需要が一致するギリギリのラインではなく、一定の余裕を持ったものとすることが適当である。
  - ・余震等による火力の復旧の遅れ、再被災
  - ・老朽火力の昼夜連続運転、被災火力の緊急復旧等に伴う技術的リスク
  - ・電力融通の不調 等
- こうした観点から、東京・東北電力管内全域において目標とする需要抑制率を▲15%とする。

(注) 被災者・被災地は需要抑制がより困難であり、東北電力管内全体でより余裕をもった目標とすることが妥当であるため、供給力と需要が一致する抑制率は東京電力に比べて低いが、目標とする抑制率は東京電力と同じとしている。

- これを達成するための大口需要家・小口需要家・家庭の部門毎の需要抑制の目標については、同じ目標を掲げて国民・産業界が一丸となり、平等に努力してこの夏を乗り切るとの考え方の下、均一に▲15%とする。

(注) ピーク期間・時間帯（7～9月の平日の9時から20時）における使用最大電力の抑制を原則とする。

(注) 需要家には、政府及び地方公共団体を含む。以下同じ。

### 3. 需要面の対策

#### (1) 大口需要家（契約電力500kW以上の事業者）

##### ①取組の基本的方針

- 大口需要家は、需要抑制の目標を踏まえ、事業活動のあり方やライフスタイルにも踏み込んだ抜本的な需要抑制の具体的対策について、計画を策定し実施する。その際、震災からの復興や日本経済の再出発に向けて、国民生活や経済活動への影響を最小限に抑えられるよう、労使が十分に話し合いながら取組を進める。
- 政府は、こうした需要家の自主的な取組を尊重しつつ、需要抑制の実効性及び需要家間の公平性を担保するための補完的措置として、電気事業法第27条を活用できるよう必要な準備を進める。
- 政府は、需要家の取組を円滑化するため、電力需給対策に関する規制制度の見直しを行う。
- 東京電力及び東北電力は、需給調整契約のメニューの拡充を図り、その積極的な活用を図ることで、需要家の夏期休業の設定・分散やピークカットを促すとともに、需給逼迫時における需給調整契約の発動余地の拡大を図る。

##### ②需要家の具体的取組

- 大口需要家は、操業・営業時間の調整・シフトや、休業日・夏期休業の分散化等の取組を関係企業等とも協力しつつ進めることにより、生産量を極力減少させることなく、経済への影響を最小限に抑えることが可能となる。

- 日本経済団体連合会では、会員企業・団体に対して「電力対策自主行動計画」の策定を呼びかけ、4月末現在、637社（複数の企業による共同の取組みは1社とカウント）の参加を得ている。また、日本経済団体連合会と日本労働組合総連合会は、需要抑制対策に対して共同して取り組むこととしている。（参考1）

### ③電気事業法第27条の活用

- 電気事業法第27条に基づく電気の使用の制限については、以下の骨子に基づき必要な準備を進める。

#### ○対象者

- ・東京電力及び東北電力並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と、直接、需給契約を締結している大口需要家（契約電力500kW以上）
- ・対象者は電気事業者との契約単位（事業所単位）で判断

#### ○期間・時間帯

- ・東京電力：平成23年7月1日～9月22日（平日）の9時から20時
- ・東北電力：平成23年7月1日～9月9日（平日）の9時から20時

#### ○具体的内容

- ・原則、「昨年の上記期間・時間帯における使用最大電力の値（1時間単位）」の15%削減した値を使用電力の上限とする
- ・上記値が分からぬ場合や契約電力に増減があった場合は所要の補正措置を講ずる。

#### ○共同使用制限スキーム

- ・複数の大口需要家の事業所が共同して使用最大電力の抑制に取り組むことで、総体として使用最大電力を削減することを可能とするスキームを導入する。
- ・全体として15%以上の使用削減が実現できる場合には、大口需要家と小口需要家の事業所による共同使用制限スキームの活用を可能とする。

#### ○適用除外・制限緩和

- ・被災地に対する対応のあり方を含め、適用除外や削減率（15%）の軽減等の制限緩和の具体的な内容について、更に検討を深める。
- ・なお、検討に当たっては、適用除外や制限緩和の対象は、実態を踏まえ最小限度のものとともに、その対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業体等として削減率（15%）を達成するよう努めることとする。

### ④電力需給対策に関する規制制度の見直し

- 大口需要家等が抜本的な需要抑制対策を実施できるよう、一時的な対応も

含め、関係する規制制度の見直しを行う必要がある。このため、政府においては、独占禁止法の運用の明確化、自家発電施設の定期事業者検査の弾力化、自家発電設備の活用に係るばい煙排出基準の上乗せ規制に関する考え方についての地方自治体への通知など、既に結論を得た取組(別紙1)を実施するとともに、必要に応じ、電力需給対策本部幹事会を開催する等、引き続き検討を重ね、5月末までに結論を得ることとする。

## (2) 小口需要家（契約電力 500kW 未満の事業者）

### ①取組の基本の方針

- 小口需要家は、具体的な抑制目標と、それぞれの事業の形態に適合する形での具体的取組に関する自主的な計画を策定・公表するとともに、実施を図る。その際、労使が十分に話し合いながら取組を進める。
- 政府は、小口需要家の取組を促すため、「節電行動計画の標準フォーマット」を活用した節電取組の周知等の措置を講ずる。

### ②需要家の具体的取組

- 小口需要家は、照明・空調機器等の節電、営業時間の短縮、夏期休業の設定・延長・分散化等の具体的取組を含む自主的な計画（「節電行動計画」）について、自主的に、事業所のわかりやすい場所への掲示や政府が設けるサイトへの掲載といった方法により、公表する。
- 日本商工会議所等は、これに資するため、「節電行動計画の標準フォーマット」を参考に、小口需要家の需要抑制のためのガイドライン等の策定を検討している。
- また、東京中小企業家同友会では、小口需要家が節電行動計画を作成する手引きとして、「中小企業のための節電対策簡易マニュアル」を作成・公表し、中小企業への支援を行うこととしている。

### ③政府の具体的取組

- 需要家が自主的計画を策定するに当たって参考とできるよう、電力使用が大きく使用の形態が特徴的な業態について主要な節電アクションを「節電行動計画の標準フォーマット」（参考2）として取りまとめる。その上で、これらを用いて、節電取組の具体例やその効果等について需

要家に周知を図る。

- 関係府省は、個別の需要家による取組に加え、それぞれの需要家の事業の形態に適合する範囲で、同業他社との輪番での休業、建物の所有者とテナントとの共同での節電等、複数の需要家による共同の取組を促す。
- 需要家の取組の策定を支援するためのサイトを立ち上げ、当該サイトを通じて、需要家が自主的に計画を登録できるようにする。また、国民が広くそれらの取組を一覧し、評価できる仕組みを構築することとし、節電に積極的に取り組む需要家の更なる意識啓発、取組の定着化を図る。
- 関係府省、業界団体、自治体等を通じて需要家に対する情報提供等の啓発を強力に進める。また、主だった小口需要家に対し、個別訪問等を通じて、節電の必要性、具体的な取組方法等についての情報提供や協力依頼を行う。さらに、小口需要家一般を対象に、説明会等を開催し、積極的な取組を呼びかける。
- 小口需要家による契約電力の引下げは、契約電力を超えないように注意・自制が働くことで、節電意識が喚起され、定着する効用があり、節電の有効な手段である。このため、東京電力及び東北電力に対し、節電を促す料金メニューの工夫を図りつつ、具体的な目標を定めて需要家に対して契約電力引下げの呼びかけを行うよう促すとともに、需要家が契約電力の引下げを具体的に相談・要望する場合には、これに迅速に対応するよう促す。

### (3) 家庭

#### **①取組の基本の方針**

- 家庭は、節電対策メニューを活用するなどして意識して節電のための具体的行動に取り組む。
- 政府は、家庭の節電の取組を促すため、節電対策メニューの周知、節電教育等の措置を講ずる。

#### **②具体的な取組**

- 政府は、節電の具体的な取組を「家庭の節電対策メニュー」（参考3）として取りまとめ、パンフレット、新聞、テレビ、インターネット等様々

な媒体を通じ、節電の必要性と併せ、こうした節電の対策例について、家庭への浸透を図る。

(注) 夏期のピーク期間・時間帯における標準的な家庭の使用電力はエアコンが約半分を占め、冷蔵庫、テレビ、照明などがこれに続く。15%の節電を達成するためには、例えば、エアコンの温度設定引上げと照明の消灯を組み合わせるといった取組が求められることとなる。

- 政府は、小中学校の授業や夏休みの課題で「節電」が取り上げられるよう、各教育委員会等に周知し、小中学校における節電教育の取組を促す。さらに、一部の小学校に対しては省エネ専門家を直接派遣し、節電教育を実施する。節電教育に当たっては、省エネルギーの重要性についても併せて触れる。
- 政府は、各家庭が自ら参加して節電の目標・取組の内容を宣言し、その達成を図るようなサイト等を設置し、国民一人ひとりが自発的に節電を行うための仕組み作りを行う。また、家庭での節電に向けた機運の盛上げや節電意識の涵養を図るため、広く一般に対し、電力会社が発信する電力需給情報や政府が提供する広報共通コンテンツ等のデータを活用したパソコン・携帯等のアプリケーションの開発・広報等を呼びかける。
- 家庭による契約アンペアの引下げは、契約アンペアを超えないように注意・自制が働くことで、節電意識が喚起される効用が期待される。このため、政府は、契約アンペアの引下げについて、家庭が具体的に相談・要望する場合には、家庭における利便性を過度に犠牲しないように配慮しつつ、東京電力及び東北電力においてこれに迅速に対応するよう促す。

#### (4) 国民運動に向けた取組

##### ① 広報・啓発（別紙2）

- 国民各層及び関係事業者の最大限の理解と協力を得ることが必要不可欠であるところ、政府は、各層に対して積極的な啓発活動を行うこととする。夏のピークに向けて、①まずは節電の必要性、事業者や家庭の取組 といった基本的な事項に重点を置いて周知を図り、②夏が近づくに従い、電力需給の見通しや、個別具体的な節電アクションの実施の呼びかけに重点を置きつつ、節電に取り組む動きを国民運動として盛り上げ

ていく。その際、下記の点に留意する。

- 参加型の国民運動の喚起
- 分かりやすい説明とフィードバック（効果を分かりやすく提示）
- ステップを踏んだ啓発活動（まず電力の特性を踏まえた節電の必要性を理解してもらい、次に具体的なアクションを提示）
- 経済・社会活動や健康への配慮（経済・社会への負担の軽減や、熱中症等の健康被害発生を避けるよう留意）
- 一過性に終わらせずに継続的な省エネ活動へ（長期的なエネルギー需給構造の強化、仕事と生活の調和がとれたライフスタイルの実現）
- 自治体との連携

- 具体的には、新聞、テレビ、インターネット、ポスター、パンフレット等様々な媒体による広範囲な呼びかけを基本にし、節電の必要性等を国民が平易に理解し、常に再確認できるよう、共通ロゴや基本メッセージを準備する。また、節電関係の総合的なポータルサイト（節電.go.jp）の構築、国民から広く節電のアイデアを募るアイデアボックスの立上げ、従来以上に夏期の服装を軽装化することや高機能纖維を用いた衣料の着用への呼びかけ等を実施する。
- ホームページ等における電力需給状況及び予想電力需要の「見える化」を図り、国民各層の節電に向けた動機付けの徹底を図ることが有効である。このため、東京電力・東北電力においては、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等（携帯事業者やインターネット事業者等）による幅広い情報提供に積極的に協力することとし、政府はこれを促す。
- 国民、事業者による様々な節電努力にもかかわらず電力需給が逼迫し、計画停電等のおそれが高まった場合に、政府による「需給逼迫警報」（仮称）として、これを避けるための緊急の節電要請を行うとともに、やむを得ない事態における計画停電の可能性を周知する。

## ② 大型イベント開催等における配慮

- 大型イベントの開催については、ピーク期間・時間帯に配慮した開催の可能性検討、イベント開催時の節電取組の実施、イベント参加者への節電呼びかけ等について、イベント主催者に対する協力要請を関係府省から行う。

- イベントの放送については、関係府省は、放送業界に対し、ピーク期間・時間帯に配慮するよう呼びかける。

### ③夏季の休業・休暇の分散化/長期化、家庭における外出/旅行の推進

(参考4)

- 休業・休暇の分散化・長期化は、経済活動への影響を最小限にしつつ、節電の実を上げる有効な手法である。ただし、労働者にとって負担となる労働条件変更につながる可能性もあるため、労使間での十分な話し合いが必要である。
- また、旅行等の外出は、行先を問わず、家庭部門に確実な節電効果をもたらす。休業・休暇の分散化・長期化、それによる観光地の混雑緩和等が相まって家族の外出機会が増えれば、節電効果の更なる増大が見込まれる。長期滞在型旅行を始め旅行の促進は、自粛ムードの影響を受ける観光業の活性化を促す。被災地域への旅行は地域経済の復興にも貢献する。これらの取組を、今夏の一時的なものに留めず、仕事と生活の調和がとれたライフスタイルの実現に繋げていくことも期待される。

### (5) 政府の節電に係る取組

- 政府は、「政府の節電実行基本方針」(別紙3)に基づき、府省毎に節電実行計画を策定し、使用最大電力を15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組むこととする。
- また、独立行政法人及び公益法人に対しては、その所管府省が「政府の節電実行基本方針」及び各府省の節電実行計画を参考にしつつ当該法人の節電計画を策定するよう要請する。

### (6) セーフティネットとしての計画停電 (別紙4)

- 計画停電は既に「不実施が原則」の状態へ移行したが、今後、万が一実施せざるを得ない場合には、運用改善を図った上で実施する。具体的には、1日複数回の停電を避けるとともに、1回の停電時間を現行の3時間から2時間程度に短縮する等の措置を講じる。
- 併せて、国民生活への悪影響を緩和するため、医療機関等について、緊

急かつ直接的に人命に関わることを考慮し、変電所の運用改善等によつて停電による影響をできる限り緩和するほか、非常用自家発電機のバックアップとしての発電機車の派遣、在宅の人工呼吸器使用患者への小型自家発電機の貸出し、熱中症対策の周知徹底等に取り組む。

#### 4. 今夏以降の需給対策

##### (1) 基本的考え方

- 電力需給に係る制約から早期に脱却し、震災からの復興と日本経済の再出発に資するよう、今夏以降も引き続き需給両面の対策を講じていく必要がある。
- 今後の電力需給対策の方向は、今後のエネルギー政策のあり方についての検討状況にもよるが、まずは原子力発電所の安全対策に万全を期すとともに、以下に示す需給両面の対策を講じることにより、今夏よりも需給状況を改善することを目指す。（別紙5）

（注）これらの対策は、今夏の対策としても、できるものは実施することとしている。

##### (2) 具体的な対応

- 火力発電所の復旧・立ち上げ、緊急設置電源の新設、自家用発電設備の活用に引き続き取り組むとともに、火力発電所の増設の前倒しを図ることで、火力発電所の供給力を増強する。
- 既設周波数変換所（FC）について、増容量の早期実現と更なる増強の具現化を図るとともに、FCの更なる大幅な増強を含めた全国大での地域間連系設備等の増強を目指し、電力融通強化を図る。
- 分散型電源、再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱等）の導入に向けて更なる取組み強化を図る。
- 需要面では、スマートメーターの導入等による需要側におけるエネルギー利用の最適化を図りつつ、節電を促す制度的手法の導入を検討するとともに、節電に資する機器設備の導入促進等省エネルギーの一層の推進、ガスの活用等を図る。

## おわりに

今回の供給力の積増しは、老朽火力の利用や被災火力の緊急復旧等といった技術的リスクも伴う形で最大限実現したものであり、国民各層の節電への取組が不可欠であることは言うまでもない。今後、国民各層の節電への緊張感が薄れ、結果的に現在「不実施が原則」となっている計画停電を実施せざるを得ない事態に陥ることは、厳に回避しなければならない。

したがって、上記に示した需要抑制の方策について、国民各層の最大限のご理解とご協力をいただくとともに、政府としても最大限の方策を講じていく必要がある。

なお、供給力の状況や需要見通しは、今後も変化することが予想される。したがって、常にこれを把握し、必要に応じて本とりまとめに示された内容を見直していくこととする。

(参考)

## 今夏の供給力見通し

### (1) 東京電力・東北電力の供給力見通し

#### 東京電力の供給力見通し

「骨格」の前提と なった見通し		4月15日時点 の見通し	5月13日時点 の見通し
7月末	4,650万kW	→ 5,200万kW	→ 5,520万kW
8月末	4,460万kW	→ 5,070万kW	→ 5,620万kW

#### 東北電力の供給力見通し

「骨格」の前提と なった見通し		4月15日時点 の見通し	5月13日時点 の見通し
7月末	1,200万kW	→ 1,260万kW	→ 1,280万kW
8月末	1,150万kW	→ 1,210万kW	→ 1,230万kW

### (2) 東京電力・東北電力の需給バランスの比較

供給力見通し	東京電力	東北電力
想定需要(抑制基準)	5,520万kW	1,230万kW
必要な需要抑制率(注)	▲8.0%	▲16.9%

(注) 需要抑制目標は、基準となる想定需要からの抑制比率という形で設定。東京電力では6,000万kW、東北電力では1,480万kWという昨年並みのピークを想定した需要を使用。

### (3) 最大限の融通を行った場合の需給バランスの比較

融通量	東京電力	東北電力
融通後供給力	▲140万kW	+140万kW
必要な需要抑制率	5,380万kW ▲10.3%	1,370万kW ▲7.4%

## 夏期の節電啓発について

### I 啓発活動に当たっての基本的考え方

今夏に見込まれる厳しい電力需給状況に対しては、大口需要家、小口需要家、家庭といった国民各層及び関係事業者の最大限の理解と協力を得ることが不可欠である。特に、自発的な節電努力が期待される家庭や小口需要家といった層は、電力需要の相当部分を占めていることから、これらの主体がいかに主体的に節電行動に取り組むかが需給問題解決に当たっての重要な鍵であり、節電啓発が果たすべき役割は大きい。こうした背景を踏まえ、下記の点に留意して啓発活動を行っていくこととする。

#### (参加型の国民運動)

電力需給問題の重要性を国民一人ひとりが認識し、主体的に参加する形の国民運動を目指す。

#### (分かりやすい説明とフィードバック)

国民・事業者が主体的・積極的に節電行動に取り組むことができるよう、個々の節電取組とその効果を分かりやすく提示するとともに、節電取組の成果を国民一人ひとりに目に見える形で示すことにより動機付けを図るよう努める。

#### (ステップを踏んだ啓発活動)

今回の電力需給問題は、過去の石油ショックの際のような総量 (kWh) の抑制ではなくピーク (kW) の抑制が求められている。このような今回の需給問題の性格、背景等についても国民の十分な理解を得つつ、適切な節電行動につなげていくため、新聞・テレビ等を通じた広報などは次の二つのステップで進めていく。

- ① 第一段階：節電の必要性とともに、貯められないという電気の性質、総量 (kWh) ではなくピーク (kW) の抑制が必要であること、事業者や家庭に期待される役割、を中心に国民の理解を求める。
- ② 第二段階：電力需給の見通し、具体的な節電行動とその効果等を周知するとともに、個別具体的な節電アクション実施の呼びかけを行いつつ、国民・事業者の節電行動の定着化を図る。

### (経済・社会活動や健康への配慮)

国民・事業者が一定の負担を等しく分担しつつ節電に取り組むことが求められる一方、経済活動、社会活動への負の影響を可能な限り抑えるよう配慮することが重要であり、節電啓発活動に当たっては、かかる観点に十分に留意する。

また、行き過ぎた節電は、熱中症等の健康被害を生じるおそれもあるため、節電啓発活動に当たっては健康への配慮等についても十分周知する。特に、電力需給が比較的緩和状態にある夏期までの期間については、イベント等の実施についても、過度な自粛を誘導しないよう留意する。

### (一過性に終わらせない継続的な省エネ活動へ)

今回の節電啓発活動は、夏期の電力需給状況の改善が一義的な目的であるが、単に短期的な取組として終わらせるのではなく、経済性の向上等にも寄与する形での省エネの継続的な実施を通じて、我が国の長期的なエネルギー需給構造の強化、仕事と生活の調和がとれたライフスタイルの実現につなげるものとする。

### (自治体との連携)

家庭や需要家に対する節電関連情報の提供においては、自治体との連携を図り、効果的な啓発活動を推進する。

## II 具体的啓発アクション

下記取組を中心とした各種の節電啓発対策を政府として強力に進めていくこととする。

### 1. 国民・事業者全般

#### (1) 節電広報キャンペーン

- 新聞、TV、インターネットなど様々な媒体を通じて、節電の必要性や取組について広く国民、事業者に対する呼びかけを行う
- その際、共通口調や基本メッセージを準備するとともに、どのような取組がどの程度の節電につながるか、を示した分かりやすい節電対策メニューなど、広報に当たっての共通コンテンツを準備し、国民への情報提供を行う。
- 国民向けの節電関係情報の総覧的な発信の場となるポータルサイト「節電.go.jp」を構築する。

(2) 国民からの節電アイデアの募集

- 国民から広く自由な発想による節電のアイデアを募り、これを共有するアイデアボックスを立ち上げ、国民が主体的に参加する形での意識啓発を図る。

(3) クールビズの徹底など

- オフィス等における節電手段の一つである空調温度設定の引上げに対応し、快適な勤務環境を確保するため、夏期の服装の軽装化や吸汗、速乾、冷感機能等を有する衣料の着用促進等を従来以上に一層強力に進める。
- 節電のための単なる軽装化にとどまらず、休業・休暇の長期化・分散化やテレワーク（在宅勤務等）などを通じ、ライフスタイルの変革等を進めることにより、節電を図る。

(4) 大型イベント開催等における配慮

- 関係府省は、イベントの主催者に対し、ピーク期間・時間帯を外すような日程上の配慮の可能性を検討することを要請する。
- 関係府省は、ピーク期間・時間帯に開催するイベントについては、規模に応じた節電行動、装飾・広告に係る電力使用の抑制、イベント会場周辺施設への節電呼びかけ、参加者への節電呼びかけ等の節電取組への協力を依頼する。
- 関係府省は、放送業界に対し、イベントの放送について、ピーク期間・時間帯に配慮するよう呼びかける。

## 2. 家庭

(1) 節電・省エネ教育

- 家庭での節電の必要性やその具体的取組などの節電・省エネ情報について、小中学生を対象に教育の場を活用した節電教育を行う。
- このため、小中学校の授業や夏休みの課題で「節電」が取り上げられるよう、節電教育教材を準備するとともに、各教育委員会等に周知し、小中学校における節電教育の取組を促す。
- さらに一部の小学校に対しては省エネ専門家を直接派遣し、節電・省エネ授業を実施する。

(2) 家庭の節電宣言

- 各家庭が自ら参加して節電目標・取組を宣言し、その達成を図るよう

なサイトなどを設置し、国民一人ひとりが自発的な節電を行うための仕組み作りを行う。

- (3) 夏期の休暇取得と、休業・休暇の分散化・長期化にあわせた旅行の促進
  - 夏期における年次有給休暇の取得を促進するとともに、企業の休業・休暇の分散化・長期化にあわせて、旅行の促進や、仕事と生活の調和のとれたライフスタイルへの変革等を進めることにより、被災地域を含む観光地の経済活性化に貢献しつつ、家庭での節電を図る。
- (4) 節電アプリ・コンテンツを利用した節電アクション
  - 電力会社が発信する電力需給情報や政府が提供する広報共通コンテンツ等のデータを活用したパソコン・携帯等のアプリケーションの開発や、普及啓発のためのコンテンツの作成を、ネット上で幅広く呼びかけることにより、家庭での節電に向けた機運の盛上げや意識の啓発を図る。

### 3. 小口需要家

- (1) 小口需要家の節電行動計画策定に向けた奨励
  - 電力の小口需要家が、電力ピーク期間・時間帯において最大使用電力の15%抑制に積極的・主体的に取り組むよう、具体的な節電目標を設定し、その具体的取組について自主的な節電行動計画を作成・公表することを奨励する。
  - このため、政府は節電目標達成のためのメニューを盛り込んだ節電行動計画の標準フォーマットを準備し、小口需要家に対する周知を図る。
  - 上記行動計画の策定を支援するためのサイトを立ち上げ、事業者が自主的に自らの計画を登録するとともに、国民が広くそれらの取組を一覧し、評価できる仕組みを構築することにより、積極的に取り組む事業者の更なる意識啓発・取組の定着化を図る。
- (2) 小口需要家への個別節電指導・協力依頼
  - 小口需要家の取組を支援する観点から、政府は各省庁、業界団体、自治体等を通じて事業者に対する情報提供等の啓発作業を強力に進める。
  - 主要な小口需要家に対しては、節電の必要性、具体的取組方法などについて情報提供・協力依頼を行うための個別訪問を展開するとともに、説明会等の開催を広く行う。

### 4. 一層の節電行動を促す情報提供

(1) 電力需給の見える化や需給予想

- 電力需給状況のリアルタイムの「見える化」について即時性をより一層高めること等を通じ、国民各層の節電に向けた動機付けの徹底を図る。
- このため、電力需給状況や電力需要予想について、東京電力、東北電力から情報発信を行い、政府は「節電.go.jp」を始め関係府省のホームページ等で情報提供を行う。さらに、テレビ放送、公共交通機関の画面表示、携帯電話、民間WEBサイト等の民間事業者等によるこれらの情報の幅広い提供に東京電力、東北電力は積極的に協力することとし、政府はこれを促す。

(2) 需給逼迫警報（仮称）

- 国民、事業者による様々な節電努力にもかかわらず電力需給が逼迫し、やむを得ない計画停電等のおそれが高まった場合に、これを避けるための緊急の節電要請を行うとともに、計画停電の可能性を周知する。
- 緊急時の節電要請等を国民・事業者に広く行うため、テレビ等のマスコミに対して適切な情報提供を行うとともに、防災無線の活用を図るべく自治体への協力呼びかけを行う。さらに、携帯電話のポータルサイト、インターネット等を通じた情報発信についても関係事業者への協力を要請する。

## 政府の節電実行基本方針

### 1. 基本的な方針

政府の使用電力の削減については、従来、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化や照明の減灯等に取り組んできた。

政府は、府省毎に節電実行計画を策定し、使用最大電力を▲15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組むこととする。

これにより、政府自らが従来にも増して一層の節電を実施する。

### 2. 府省毎の節電実行計画

府省毎に以下の（1）～（4）の内容を含む節電実行計画を策定することとする。

#### （1）節電に係る数値目標

東京電力管内及び東北電力管内の需要設備について、原則、ピーク期間・時間帯（※1）における使用最大電力を基準電力値（kW）（※2）に比して▲15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

※1：7～9月（平日）の9時～20時

※2：原則、昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値とする。

※3：各々の需要設備で実施することを原則としつつ、複数の需要設備が共同して実施することを認める。

#### 【参考】

区分A：大口需要設備（契約電力500kW以上）及び大口需要設備の一部としての需要設備

区分B：小口需要設備（契約電力50～500kW）及び小口需要設備（契約電力50～500kW）の一部としての需要設備

区分C：小口需要設備（契約電力50kW未満）又は小口需要設備（契約電力50kW未満）の一部としての需要設備並びに電灯契約の需要設備

## (2) 節電に係る具体的取組

### ①全府省共通取組事項

ピーク期間・時間帯の使用最大電力を抑制するため、全府省に共通する取組として以下を実施する。

#### ア. 空調に係る節電

- ・冷房中の室温を原則 28 度とすることの徹底<sup>1</sup>
- ・ブラインドの適切な調整
- ・節電にも役立つクールビズの徹底、強化（冷涼グッズの活用等）
- ・換気風量の適正化
- ・サーバ室等個別空調機器の適切な温度設定
- ・熱中症の予防や対策の周知

#### イ. 照明に係る節電

- ・各作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の大幅な削減（例えば、蛍光灯の点灯本数を通常使用時に比して 2 分の 1 程度に間引く等）
- ・白熱電球の原則使用停止（代替品のない場合を除く）

#### ウ. OA 機器、その他の機器に係る節電

- ・使用していない OA 機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減
- ・パソコンのディスプレーの照度調整等の設定変更、スリープモード等の活用
- ・プリンタ、コピー機、FAX の稼働台数の削減
- ・執務室で使用する冷蔵庫及び電子レンジの数の大幅な集約化
- ・電気ポット、コーヒーメーカー等の原則使用停止
- ・契約更新時又は買換え時におけるエネルギー消費の少ない機器の採用

#### エ. 共用部分に係る節電

- ・エレベーターの運転台数の削減、階段利用の促進
- ・暖房便座、温水洗浄便座の停止
- ・冷水器の停止
- ・自動販売機の消灯要請
- ・入居売店等への節電の協力要請

<sup>1</sup> 室温を 29°C に引き上げる場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などを行う。

#### 才 電力使用状況の職員への周知

- ・当日及び前日の使用最大電力を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進

#### ②ワークスタイルの変革につながる取組

フロア単位又は施設単位での空調、照明等の削減に向け、行政サービスと業務効率の水準維持や職員の健康と福祉に留意しつつ、業務の性質に応じ、勤務の弾力化等のワークスタイルの変革につながる以下のような取組に検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・超過勤務の一層の縮減（定時退庁の徹底）
- ・課単位又は部局単位による勤務時間の変更
- ・一斉休暇の取得促進（年次休暇、夏期休暇の取得を強力に推進）
- ・展示施設、研修施設、講堂等の閉鎖又は開館日・時間の縮小
- ・春秋への業務シフト

#### ③大規模サーバ等消費電力の大きな機器の扱いの検討

大規模サーバ等消費電力の大きな機器に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・各サーバの稼働の必要性の再確認、優先度の低いサーバの停止、サービスレベルの見直し
- ・サーバ室の照明、空調、レイアウトの見直し
- ・東京・東北電力管外へのサーバ等の移転、管外のバックアップセンターの活用
- ・省電力効果が高いサーバ等への更新

#### ④節電に資する設備の設置等に係る検討

中長期の節電にも資する設備の設置等に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・既存の自家発電設備の活用
- ・太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入
- ・常用防災兼用発電、コジェネレーション等の自家発電設備の導入
- ・ガス冷房、氷蓄熱システム等の電力負荷平準化に資する設備の導入
- ・建築物の屋上・壁面・ベランダ・外構等における緑化の実施
- ・二重窓、遮光シート等断熱・日射遮蔽性の高い建具、ガラス等の導入
- ・人感センサー、LED照明等の導入
- ・BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入

- ・簡易ESCO診断、ESCO事業の実施
- ・詳細な節電効果を把握するための電力使用量の測定範囲の細分化

### (3) 進捗管理の実施

使用電力の削減を確実にするため、以下の進捗管理を実施する。

- ・7～9月を実施期間とし、実施期間後、節電実績を取りまとめ、公表する。(政府全体として、区分A、区分B及び区分Cごとに検証する。)
- ・国民から節電のアイディアを広く募集し、政府において実施可能なものについては随時採用、実施する。
- ・各々の需要設備において進捗管理を実施するため、各々の需要設備に節電担当責任者を置くとともに、職員の節電意識の向上を徹底して図る。

### (4) 独立行政法人、公益法人、地方公共団体への取組の波及

- ・独立行政法人及び公益法人に対し、その所管府省が本基本方針及び各府省の節電実行計画を参考にしつつ当該法人の節電計画を策定するよう要請する。
- ・地方公共団体に対し、本基本方針及び各府省の節電実行計画を紹介しつつ、同様の取組を奨励する。
- ・独立行政法人、公益法人、地方公共団体に対し、その特性に応じた有効な節電に関する情報提供を行う等必要な支援に努める。

### **3. 各府省の節電実行計画の策定及び実施のプロセス**

**5月13日 電力需給緊急対策本部開催、本基本方針の決定**

**5～6月 本基本方針を踏まえ、府省毎に節電実行計画を策定・公表  
独立行政法人等への要請、地方公共団体への紹介・奨励**

**7～9月 実施期間  
国民からの提案等を基に取組を適宜追加**

**実施期間後 実施期間の節電効果の検証を含む取組実績を検証、公表**

6月12日(日) 平成23年

東京大学安田講堂  
東京都文京区本郷7丁目3-1

開演 13:00 終演 17:15  
参加費無料 (事前申込不要)

# 日本の森を活かそう!

INTERNATIONAL YEAR  
OF FORESTS 2011

国際森林年

記念講演

## 講演

### 連携とイノベーションで 日本の森を活かす

- 創って活かす～動き始めた新しい森林(もり)づくり  
石塚 森吉 研究コーディネータ
- 食べて活かす～ニホンジカは森のめぐみ  
八代田 千鶴 九州支所 主任研究員
- 使って活かす～いろいろ使える国産材  
林 知行 研究コーディネータ
- 変えて活かす～木材から魅力的な新素材を創る  
大原 誠資 研究コーディネータ

- 連携で活かす～森林(もり)と地域を結ぶ  
金井 久美子 NPO法人地球緑化センター 事務局次長

## 日本政治と森林 ～国際森林年に際して～

佐々木 育 氏

(社) 国土緑化推進機構理事長  
第27代東京大学総長



## パネルディスカッション

### [パネリスト]

- 足本 裕子 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議 事務局長  
大場 龍夫 (株)森のエネルギー研究所 代表取締役  
金沢 滋 岩手・木質バイオマス研究会 顧問  
中越 武義 前高知県檜原町長  
青木 雄一 三井物産(株)理事 環境・社会貢献部長(兼)三井物産フォレスト(株)社長

### [コーディネーター]

- 大河内 勇 研究担当理事

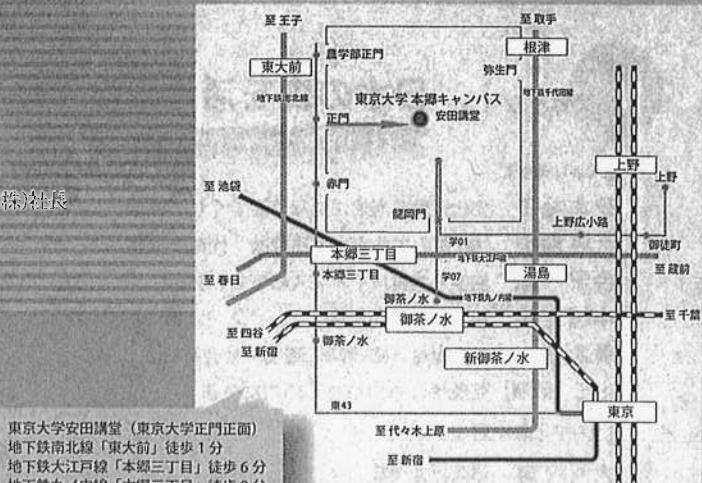
後 援 林野庁 森林・木材・環境アカデミー 日本森林学会 (社)日本木材学会  
(財)林学会 日本農学アカデミー

問い合わせ先 独立行政法人森林総合研究所 企画部研究情報科広報係

〒305-8687 茨城県つくば市松の里1番地

TEL:029-829-8134 FAX:029-873-0844

E-mail:kouho@ffpri.affrc.go.jp URL:<http://www.ffpri.affrc.go.jp/>



\*リサイクル活性の表示：紙へリサイクル可

# 日本の森を活かそう!

## 記念講演 日本政治と森林 ~国際森林年に際して~

佐々木 毅 氏 (社)国土緑化推進機構理事長 第27代東京大学総長

日本政治にとって農業は根幹的な問題であり、特に、経済の「国際化」が話題になると決まって重要な政治問題になる。これに対して森林は全く対照的な状況にあるように見受けられます。TPPが話題になっている国際森林年の今年、この違いの抛って来る政治的遠因とその基にある判断の根拠を考えてみたい。

## 演 連携とイノベーションで日本の森を活かす

### ●創って活かす～動き始めた新しい森林(もり)づくり～ 石塚 森吉 研究コーディネータ

長引く林業の不振から、人工林を皆伐して放置する再造林放棄地が問題となっている一方で、森林・林業の再生に向けて、環境に負荷を与えずに低コスト・省力化を目指した森林づくりへの挑戦が始まっています。その研究の取り組みを紹介します。

### ●食べて活かす～ニホンジカは森のめぐみ～ 八代田 千鶴 九州支所 主任研究員

国土の40%に生息し、全国で約20万頭が毎年捕獲されているニホンジカ。森林に大きな被害をもたらし害獣とされる一方、高タンパク低脂肪の食材としても注目されています。新たな森のめぐみとして資源活用しながら森林生態系を守る途を探ります。

### ●使って活かす～いろいろ使える国産材～ 林 知行 研究コーディネータ

鉄鋼等の他材料に代替されたり、様々な理由から外国産材に主役を奪われたりして、マーケットを縮小させてきた国産材ですが、近年自給率が上昇してきました。国産材に関連した新しい加工技術と利用方法について紹介します。

### ●変えて活かす～木材から魅力的な新素材を創る～ 大原 誠資 研究コーディネータ

木材を建築物等に利用する際に多量に発生する林地残材や製材工場残材等の木質バイオマスの活用が期待されています。木材中に含まれるセルロース、リグニン、精油等の機能や特性を活かした魅力的な新素材の開発について紹介します。

### ●連携で活かす～森林(もり)と地域を結ぶ～ 金井 久美子 NPO法人地球緑化センター 事務局次長

今、農山村に向かう若者達が増えています。若者達は、自分の夢や希望を農山村の暮らしを通じて実現したいと考えています。「緑のふるさと協力隊」プログラムでは、このような若者達の参加によって、各地の村づくりを進めようとしています。

## パネルディスカッション

### 日本の森を活かすために何をなすべきか討論します

#### 【パネリスト】

足本 裕子 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議 事務局長

大場 龍夫 (株)森のエネルギー研究所 代表取締役

金沢 滋 岩手・木質バイオマス研究会 顧問

中越 武義 前 高知県橘原町長

青木 雄一 三井物産(株)理事 環境・社会貢献部長(兼)三井物産フォレスト(株)社長

上記【講演】発表者にも加わっていただきます。

#### 【コーディネータ】

大河内 勇 研究担当理事

## 主要行事(2011年4月22日～2011年5月24日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
4月22日(金)	第1回理事会	理事長、各理事、各監事
25日(月)	フェロー授与式  林野庁との意見交換会	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事
26日(火)	日本学術会議学術フォーラム「東日本大震災からの復興に向けて」	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長
27日(水)	総合科学技術会議事務局との意見交換会	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事
5月9日(月)	庁議	理事長
10日(火) ～11日(水)	東北支所  (社)全国木材組合連合会通常総会	理事長
11日(水)	日本森林学会理事会・評議員会	企画・総務担当理事
	全国水源林造成協議会連合会総会	研究担当理事
12日(木)	森林管理局長等会議懇親会	森林農地整備センター所長、森林業務担当理事、滑志田監事
13日(金)	森林管理局長等会議	理事長
	林木育種協会通常総会	林木育種センター所長、森林業務担当理事
16日(月)	第1回事業運営会議	理事長、企画・総務担当理事、森林農地整備センター所長、森林業務担当理事、滑志田監事
18日(水)	業績審査委員会(育種)	林木育種センター所長
19日(木)	第1回研究所会議(その1)  研究推進評価会議	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、滑志田監事、西田監事
	第1回研究所会議(その2)	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、森林農地整備センター所長、森林業務担当理事、滑志田監事、西田監事
20日(金)	第2回業績審査委員会  (社)GGG理事会・通常総会	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長
		理事長

月 日	行 事 内 容	出 席 者
21日(土) ~22日(日)	第62回全国植樹祭	理事長、森林農地整備センター所長
22日(日)	国際生物多様性の日 記念シンポジウム「地球の恵み 森林の生物多様性-その価値と危機 そして希望-」	研究担当理事
23日(月)	関西支所  (社)全国林業改良普及協会通常総会	理事長  企画・総務担当理事
24日(火)	(財)林学会理事会	理事長
	環境省環境調査研修所野生生物研修講師	研究担当理事